

越前市国民健康保険税

国民健康保険は、みなさんがお金(保険税)を出し合い、病気やけがをしたときの医療費などにあてる支え合いの制度です。 皆さんが納める保険税は、国民健康保険の大切な財源です。

国民健康保険税の納税義務者は『世帯主』です（地方税法第 7 0 3 条の 4）

令和 8 年度の国民健康保険税を決定いたしましたので別添のとおり通知いたします。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合も、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、納税義務者は世帯主となります。（世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、加入者宛に別途金額をお知らせする通知は行っておりません。）今回の通知書は、令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分の保険税のお知らせです。既に脱退手続きを行っている場合も、4 月～6 月に国民健康保険に加入している場合は加入期間に応じて納税義務が発生します。

国民健康保険税の計算方法の改正について

- 「子ども・子育て支援納付金分」が新設（18 歳になる年の年度末までの子どもには課税されません。）
- 「医療分」、「後期支援金分」及び「介護納付金分」の税率及び賦課限度額の変更

区分	課税対象	医療分 0歳～74歳	後期 支援金分 0歳～74歳	介護納付金分 40歳～64歳	【新設】 子ども・子育て 支援納付金分
所得割	令和7年分所得 －基礎控除（※1）	6.3%	2.7%	2.1%	0.2%
均等割	被保険者 1 人あたり	27,000円	10,000円	11,000円	650円（※2）
平等割	1 世帯あたり	21,000円	6,000円	6,000円	400円
所得割＋均等割＋平等割 （医療分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分＋子ども・子育て支援納付金分）＝年税額					
賦課限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

- ※ 1 基礎控除額は、合計所得額によって異なります。
控除額は、当該年度における住民税の基礎控除額と同額です。
- ※ 2 均等割には、18 歳以上被保険者均等割も含まれています。
- 所得による軽減額の計算方法の変更
低所得世帯に対する均等割と平等割の軽減について計算方法を変更しました。
変更後の計算方法は、納税通知書裏面「課税について」の「3 所得による軽減について」をご覧ください。

納付について

納付書が同封されている場合は、期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。
全納用の納付書を使って一年分を一括で納めることもできます。口座振替の場合は、各振替日（全納の場合は第 1 期振替日）にご登録の口座から引き落としいたします。

所得の申告は忘れずにしてください

令和 7 年分の所得の申告はお済みですか。未申告の場合、保険税軽減制度の判定ができないため、低所得世帯の場合でも軽減措置が適用されず、保険税額が高くなる場合があります。

令和 8 年 1 月 2 日以降に転入された方

保険税算定に必要となる所得を把握するため、転入前の自治体に所得照会を行っています。
照会には日数を要するため、通知書発行までに所得の確認が間に合わない場合は、所得がないものとして計算した通知書を送付いたします。
所得状況の確認が完了し再度算定した結果、保険税額が変更となる場合には、更正通知書を送付いたします。



◀Translation（Tradução）
翻訳したものをホームページ上でご確認ください。
※一部機種でご覧いただけない場合があります。

特別徴収（年金からの天引き）について

加入者の負担を削減するため、以下の要件に該当する場合は特別徴収（年金からの天引き）の方法によって保険税を納付していただきます。なお、今年度から特別徴収の要件に該当することとなった場合には、10月の年金支給時より国民健康保険税が天引きされます。

●特別徴収の要件（以下のすべての要件を満たす場合、年金天引きとなります。）

- ①世帯主が国民健康保険の加入者である
 - ②世帯主の介護保険料が特別徴収（年金からの天引き）である
 - ③国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳以上75歳未満である
 - ④世帯主の年金額が18万円以上である
 - ⑤介護保険料と国民健康保険税を合わせた天引き額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えていない
- ※年度中に75歳になられる国民健康保険加入者がいる場合、普通徴収（納付書払いまたは口座振替）になりますので納付忘れの無いようご注意ください。
- ※要件に1つでも該当しなくなった場合は、特別徴収は中止となり、普通徴収に切り替わります。

特別徴収が継続される場合

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
原則令和8年2月と同額を年金から天引きします。			今年度の年税額が確定した後、算定された税額から既に徴収した4月～8月の仮徴収税額を差し引いた残額を3回に分けた額が年金から天引きされます。翌年度の仮徴収税額については、令和9年2月徴収額と同額が徴収されます。		

特別徴収を中止したい方

これまで滞納なく国民健康保険税を納付していただいている場合、申し出によりお支払いの方法を「特別徴収」から「口座振替」に変更できます。10月の年金天引きを中止するには、7月末日までに申出が必要です。

よくあるお問い合わせ

Q1

国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届きました。なぜですか。

A1

世帯内に加入者がいる場合

国民健康保険税は、**世帯主の方が納税義務者**となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、ご家族が加入している場合には、納税義務が発生します。

国民健康保険の脱退手続きをしていない場合

国民健康保険を脱退する場合は、お手続きが必要です。社会保険等に加入した場合は、必ず国民健康保険の脱退手続きをしてください。

すでに脱退されている場合

4月から6月までの間に国民健康保険に加入されていた場合は、既に脱退された場合でも加入の期間に応じて納税義務が発生します。

Q2

加入者ごとに納付書を分けてもらえますか。

A2

加入者ごとに納付書を分けることはできません。

年税額の加入者ごとの按分は、納税通知書表面下部の個人明細書を参考にしてください。

なお、個人明細書には所得割のみ記載していますので、個人明細書の合計額と世帯の年税額は一致しません。

お問い合わせ先	加入・脱退について	保険年金室（市役所④保険・年金）	(0778)22-3002
	課税について	税務課（市役所⑩税の窓口）	(0778)22-3014
	納税・口座振替について	税務課（市役所⑩税の窓口）	(0778)22-3015